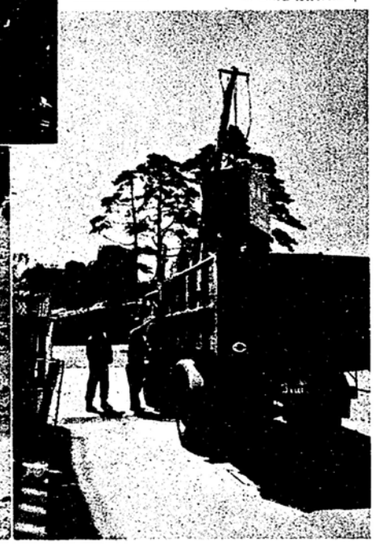
広島市政と市民

人口と世帯
人口　559,639(559,650)
男　279,884(279,907)
女　279,755(279,743)
世帯　191,054(191,063)
昭和45年7月31日現在
(カッコ内は6月30日現在)

9月15日号　No 357





都市化

増加するゴミの量 変化するゴミの質

急がれる施設の拡充・整備

快適な市民生活の環境を保つためには、日々排出されるゴミをどのようにして、衛生的に、効率よく収集・処理し、始末してしまうかということが、市行政の一つの大きな課題です。

急激な経済の発展と人口の都市集中化によるゴミ量の増加、産業廃棄物の増大、これに加えて、プラスチックやビニール系物資の出現によるゴミ質の悪化などの諸問題を含みながらも、広島市では、昭和四十四年度に一般家庭のゴミ収集を全市にわたって週二回取りにし、ゴミ収集体制の整備をはかって、一応全国主要都市の水準にまで達することができました。しかしながら、収集したゴミのうち燃えるゴミは焼却し、燃えないゴミは埋め立てなくてはなりません広島市では毎日平均二百七十四㌧のゴミを焼却し、四百十一㌧以上を埋め立てて処分していますが、いずれも施設の寿命があと数年しかない状態ですので、早急に新式焼却場の新設と埋立て処理のための用地確保に迫られ、現在、その実現に全力を傾けています。

このような実情の中で、市はゴミの収集・運搬・処理を行なっていますが、今後の清掃事業を強力に推進するためには、市民のみなさんのより深いご理解とご協力が必要です。したがって、二面にあげたような、手近なことからご協力をお願いします。

▲写真は、(右)ダスト・ボックスの機械化収集作業―ふじハイツで(左上)ゴミの焼却処理作業―中清掃事務所で(左下)ゴミの埋立て作業―戸坂町滝谷で。

紙面の内容

一　面
年ごとにふえるゴミの量
◇毎日の平均排出量は六百八十五㌧、二㌧車で約四百五十台分◇ゴミの焼却施設の新設と埋立て用地の確保などに全力を傾注。

二　面
ゴミ収集作業にご協力を
◇ゴミの水切りと減量を◇ゴミ容器をきれいに◇ゴミ容器は定められた場所へ◇ゴミを出すのは収集日に――など

三　面
みなさんの声を生かして
処理体制を検討中です
◇シティ・クリーニング作戦に寄せられた市民の声と市の対策。
シ尿収集にご協力を
◇留守でも汲み取りができるように◇料金はそのつど確認を◇便所の管理を正しく。
◇十月一日に国勢調査◇草津・井口地区に、九月一日から新住居表示を実施。

四　面
◇国保からのお知らせ‖▽被保険者証が変わります▽収入の少ない世帯は保険料が安くなります▽異動届はお早く
◇募集‖▽婦人教室参加者▽母子世帯向け市営住宅入居者▽園芸教室参加者▽職業訓練生▽施設見学会参加者
◇基町出張所が移転◇九月十八日に「一日総合相談室」

編集・発行/広島市総務局広報課(電話代表45-2111)　印刷/文化印刷株式会社　発行日/昭和45年9月15日

収集作業に市民のみなさんの理解と協力を

水切りや減量など

ゴミの水切りと減量を

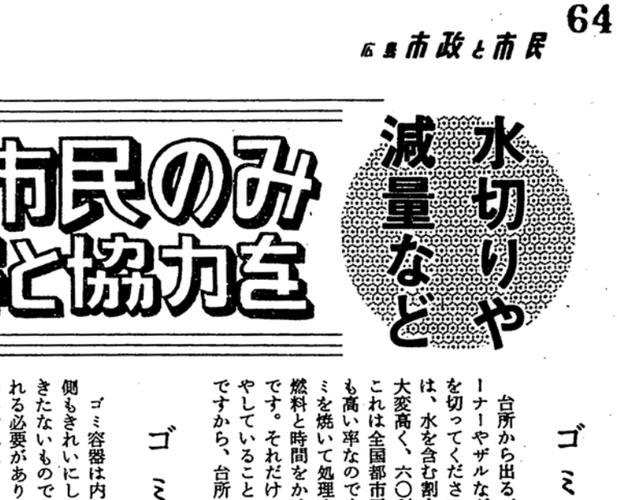
台所から出るゴミは、網状のコーナーやザルなどでじゅうぶん水を切ってください。広島市のゴミは、水を含む割合（含水率）が大変高く、六〇％もの高率を示しこれは全国都市平均よりも二〇％も高い率なのです。このため、ゴミを焼いて処理するために余分な燃料と時間をかけているのが実情です。それだけムダな税金をついやしていることになるわけです。ですから、台所のゴミをビニール袋などの、水を通さない袋に入れるときは、袋の底の片すみを切って、ゴミの水分をなくするようにしてください。それに、水気の多いゴミを容器に移しかえるときは新聞紙などで包んでください。また、あきカン、古紙など、クズ屋さんで引きとってくれるものは、町内会などでまとめて売るような方法をとってください。貴重な社会資源はぜひ再生し、有効に使いたいものです。

ゴミ容器をきれいに

ゴミ容器は内側だけでなく、外側もきれいにしましょう。ゴミはきたないものですから、容器に入れる必要があります。しかし、容器が汚れたままのものであったらなんのためのゴミ容器なのかわかりません。きたないものを入れる容器であればこそ、よりきれいにしなくてはならないのではないでしょうか。みなさんのきれいなゴミ容器に接したとき、清掃職員は気持ちよく、笑顔でゴミの収集にたずさわることでしょう。また、ゴミを容器に入れるとき、紙や袋に包むこと、底に二、三枚の新聞紙を敷くことも忘れないでください。ゴミを容器から収集車へ移しかえるのが容易になるほか、容器のこわれる率が少なくなります。それに、容器を洗う手間もはぶけますので、すべての面で効果的です。

ゴミ容器は必ず定められた場所へ

ゴミの収集日には、定められた場所へ、交通のじゃまにならないように、きちんと容器を出してください。また、ゴミを収集したあとは、隣り近所にめいわくをかけないため、早くゴミ容器を持ち帰るように、ひとりひとりが協力してください。さらに、常時ゴミ容器を路上に放って置かないで、必ず家の中に入れておくようにしてください。とくに、歩道に置かれっぱなしのゴミ容器は、歩行者の交通のさまたげになったり、町の美観をそこねたりしますので、このようなことのないよう、じゅうぶん注意してください。



一般家庭のゴミ収集は週2回取り＝本川二丁目で

ゴミを出すのは収集車にくるまで待って

ゴミは必ず収集の日に出してください。収集の前日にゴミを出してあるのをよく見かけますが、犬やネコに荒らされたりして、不潔になり勝ちですし、交通のさまたげにもなります。また、共働きをしておられる人は、袋でゴミを出されたほうが便利です。セメント袋のような厚手の紙袋を使うときは汚液がもれないように、よく水を切り、ゴミを紙に包んだうえで袋に入れて出してください。このとき、袋の口をヒモなどで必ずしばってください。

ダスト・ボックスの正しい使用を

団地などのダスト・ボックスは約二十世帯に一個の割合いで置いています。したがって、これを使う人は限られていますので、指定された団地内の人だけ使ってください。団地用のボックスを使われるときは、①竹、木ぎれなど、長いものは三十㌢ぐらいに短かく切って入れること②ゴミはボックスの外に置かないで、必ず中に入れること③週二回収集ですから、ゴミがボックスにはいらないときは収集車がくるまで待って、そのゴミを出すこと④ボックスの中やボックスのそばでゴミを燃やさないこと――などに心がけてください

多量排出者は処理に注意を

営業などによって出てくる多量のゴミは、市長が許可したゴミ収集業者に収集を依頼するか、清掃局業務第二課で処分許可を受けて市が指定する埋立て地へ自分で運ぶか、どちらかの方法をとらなければなりません。自己搬入をするときは、埋立て地へいたる沿道の市民のみなさんのめいわくを考え搬入する途中でゴミを落したり、飛ばしたりしないように、荷箱にシートをかけるとか、ホロのある車を使うとか、じゅうぶん気をくばってください。

また廃品回収業者が持って行く場合は、ゴミと有価物とは分けて有価物だけ渡すようにしてください。

× ×

以上のような処置は、市民のみなさんの衛生を守るための基本的な原則なのですから、市民としての義務であると心得ていただき、ご協力くださるようお願いします

あき地をつねに清潔に

あき地を持っている人や、あき地を使っている人は、へいやサクなどの整備をしないと、ゴミを不法に捨てられる原因にもなり、近所のみなさんがめいわくされます清潔に保つよう管理してください

市民の声

みなさんの声を生かして処理体制を検討中です

この五月からスタートした「シティ・クリーニング作戦」は、市民のみなさんのご協力を得て、全市的な運動として順調に進んでいるようです。市では、五月から八月までのあいだ、各学区ごとに、この運動をどのように進めて行くかを地元のみなさんと話し合ってまいりました。その話し合いの場で、市民のみなさんから、数多くの貴重なご意見やご要望が出されました。それらのご意見などの中から、市の清掃事業、とくにゴミの収集・運搬・処理といった、いわばゴミ行政に関するご意見で、おもなものを拾ってみましょう。

◆ゴミの週二回取りは、市民も喜んでいる。だが、ゴミを取ったあと、しるなどが道路におちてきたない◆ゴミを収集するとき、容器の取扱いが悪く、破損がひどい◆道路のくぼみへ食べたあとの貝がらを捨てる人があるが、臭気とハエが発生して不衛生だ◆同じ家庭から出るゴミでも、ポリ容器のゴミは収集されるが、ガレキ・土砂などは、取り残されている◆ダスト・ボックスを増やしてほしい◆清掃車のタイム音楽を復活してほしい◆ダスト・ボックスの中よりも外のほうがゴミが多い。収集のあとがきたない◆不法投棄を厳しく取り締ってほしい◆使いふるした冷蔵庫やゲタ箱などの収集はどうなるのか。――などです。この中で、一番多く、どの学区でも聞かれたのは、①ゴミ容器の取扱い②ゴミとガレキの混合収集や粗大ゴミの収集のことでした。

市の対策

これらのご意見やご要望に対して、それぞれ現地での会合で、すぐできることはただちに実施するようお答えしましたが、すぐに実現できないものは、将来へ向かっての長期計画の中で、それらの課題をどのように解決して行くか清掃局を中心に検討しています。たとえば、冷蔵庫など耐久消費財がゴミとして、一般家庭から出された場合の収集体制をどのように整備するか、現在、上幟町・胡町をモデル地区に指定して、テスト収集を行なっています。できれば四十六年度から軌道に乗せるよう調査・検討しています。市民のみなさんには、前にもご説明したとおり、手近なこと、やろうと思えばできることからご協力いただき、この広島市を少しでも清潔で住みよい町にして行きたいと思いますゴミ収集に関することは、どんなことでも、市役所清掃局業務第二課（電話四五―二一一一内線九〇七・六八二）へお申し出ください。

定時収集にご協力を

シ尿の収集は、市と業者で、月一回の定時汲取りをするように努めています。収集に行きましたら汲み取りができるよう、つぎのようなことにご協力ください。

①留守をされるときは、近所へ料金といっしょに、頼んでおきましょう②量の多少にかかわらず、汲み取りをさせてください。

◇料金はそのつど確認を＝①普通の家庭で、人頭制料金のときは人員の増減を、汲取りの際、正確に申し出てください②従量制（量をはかる）のときは、汲取り作業に立ち会って確認し、納得して料金を支払ってください（一目盛＝三十円）

◇便所の管理を正しく＝①布ぎれ、タワシ、木ぎれ、ゴミなどは便所に捨てないようにしてください。汲取り作業が困難になるうえに、終末処理する場合も大変困ります②雨水がはいる便所や、わき水がはいったり、すいたりするような便所は早目に修理してください③汲取り口のまわりは整理して汲み取りやすくしてください。

シ尿収集業務のことで、ご意見や不明な点がありましたら、市役所清掃局業務第一課（電話四五―二一一一内線八一八）へお申し出ください。

広島市では、九月一日から、草津・井口地区の町界町名を別表のように十七か町に変更し、同時に新しい住居表示を実施しました。

したがって、これらの地区に住んでおられる人の住所の表わしかたは、九月一日以降は、街区符号と住居番号を使って、「広島市〇〇町〇番〇号」というように変わります。ただし、井口町の西広島バイパスの北側と西部開発事業による団地造成が計画されている山陽本線北側の井口町の一部、草津南町は、従来どおり、そのまま町名で残ります。

この新しい住居表示制度は、昭和四十年四月から年次計画により昭和四十六年度終了を目標にして市街地全域にわたって実施する予定で作業を進めていますが、このたびの草津・井口地区の実施で、計画面積の約九〇％を終了したことになります。新住居表の実施は市民のみなさんの日常生活はもちろん、産業活動や行政事務などを行なううえで非常に便利で能率的になります。今後、市内周辺部でまだ実施していない地区の住居表示を行なう予定ですが、今後とも、この事業に対して、市民のみなさんの深いご理解とご協力をお願いします。

草津・井口地区を対象に 九月一日から新住居表示を実施

住居表示を実施している区域内で建物を新築・改築される場合は新しい住居番号をつけますので、必ず市役所住居表示課（電話四五―二一一一内線九〇三）へ届け出てください。

◇ねらい＝人口の大きさ、男女年齢、職業構成などを調べて、国や県・市町村・その他の行政・財政施策などの資料として役だてます。

◇調査の場所＝わが国に住むすべての人を対象にして、その人がふだん住んでいるところで調べます。

◇調査票の配布＝九月二十四日から三十日までのあいだに、地区担当の調査員が各世帯へ配布します。

◇調査票の記入＝世帯単位にまとめて記入します。

◇調査票の回収＝調査員が、十月一日から五日までに調査票を集めにまわります。その結果は、教育、住宅、求人・求職、環境衛生、交通など、いろんな問題の対策を立てる場合の欠くことのできない資料として役だてられます。

◇秘密の保持＝記入いただいたことがらは、統計以外の目的に使用することは絶対ありません。

◇結果の公表＝本年末までに市内の町別世帯、人口概数を公表し、また、本年度中に年齢別や産業別などのくわしい結果を公表します。

この調査を完全に実施するためには、みなさんのご理解とご協力が必要です。くわしいことは、市役所統計課（電話四五―二一一一内線二二七・四七一）まで。

一億のあすにつながる国勢調査 十月一日、全国いっせいに

変更後の町名	変更前の区域
井口一丁目	井口町の一部、草津南町の一部
井口二丁目	井口町の一部
井口三丁目	〃
井口四丁目	〃
井口五丁目	〃
井口鈴が台一丁目	〃
井口鈴が台二丁目	〃
井口鈴が台三丁目	〃
草津東一丁目	草津東町の一部、草津新町の一部 草津南町の一部、庚午南町二丁目
草津東二丁目	草津東町の一部、草津新町の一部
草津東三丁目	草津東町の一部、古田町の一部
草津本町	草津本町の全部、草津南町の一部 草津浜町の一部、古田町の一部
草津浜町	草津浜町の一部
草津南一丁目	草津南町の一部
草津南二丁目	草津南町の一部
草津南三丁目	草津南町の一部、井口町の一部
草津南四丁目	〃

被保険者証が変わります

ことしもまた被保険者証の更新時期がきました。新しい被保険者証を、九月二十日ごろ各被保険者の家庭に郵送しますので、つぎのことに注意してください。

①新しい被保険者証は、十月一日から使用してください。九月三十日までは、いままでにお渡ししている被保険者証を使用してください。

②新しい被保険者証は、昭和四十五年八月三十一日現在の被保険者を対象に作成しています。したがって、九月一日以降に家族に異動があった家庭は、新しい被保険者証が整理されておりませんので、新しい被保険者証といままでにお渡ししている被保険者証の両方を持って地元の出張所（本庁管内は戸籍課）へおいでください。出張所で訂正します。

■お願い＝新しい被保険者証は郵送しますが、受取人不明で返送されるものがあります。返送された新しい被保険者証は、やむを得ず国民健康保険課で保管していますので、もし、九月二十五日ごろまでに新しい被保険者証が届かないときは、国民健康保険課へ連絡してください。

国保からのお知らせ

収入の少ない世帯は保険料が安くなります

四十五年度から、保険料が減額になる世帯の範囲がつぎのように変わりました。該当する世帯は、国民健康保険課へ届けてください

用紙は国民健康保険課にありますすでに届けておられる世帯は改めて届け出る必要はありません。

①四十四年中の総所得金額が十三万円以下の世帯

②四十四年中の総所得金額が、世帯内の被保険者数（世帯主をのぞく）に六万五千円を乗じて得た額に十三万円を加えた額以下の世帯

たとえば、四人家族の世帯で、家族全員が被保険者である場合は被保険数（四）から世帯主（一）を引いた数（三）に六万五千円を掛け（十九万五千円）、それに十三万円を加えた三十二万五千円以下ということになります。

異動届はお早く

つぎのようなことがあったときには、すぐに地元の出張所（本庁管内は戸籍課）か国民健康保険課へ届けてください。

①転入・転出したとき
②住所が変わったとき
③世帯主が変ったとき
④他の保険（たとえば、職場の健康保険へ加入したり、脱退したりしたとき
⑤交通事故などにより他人から負傷させられ、その治療に国民健康保険を利用したいとき（この場合は、必ず事前に国民健康保険課に届けてください）

× ×

くわしいことは、いずれも市役所国民健康保険課（電話四五―二一一内線三二一・五九六・九三二）へお問い合わせください。

募集

婦人教室参加者

婦人のみなさんの教養や知識を高め、趣味や技術を伸ばすための幅広い講座が、社会福祉センターで開かれています。お知り合いやお友だちのみなさんとさそいあってご参加ください。

資格／市内に住んでいるか勤務している婦人。

申込み場所／社会福祉センター婦人教室事務局（千田町一丁目　日赤病院裏）

講座科目／孔版　華道　日本舞踊　民謡　短歌　謡曲　詩吟　書道　洋画　英会話　和裁　洋裁　造花　工芸　手芸　人形　茶道　料理

曜日、時間とも各科目によってちがいますので、申込み方法などくわしいことは、婦人教室事務局（電話四三―三二七四）へお問い合わせください。

母子世帯向け市営住宅入居者

申込み資格／配偶者と死別した女子で、現在満二十歳未満の子どもを扶養している人か、これに準ずる事情にある人のうち、①離婚し現在結婚していない人②配偶者の生死が明らかでない人③特別な理由で、配偶者と別々に暮らしている人――のいずれかに該当する世帯。

申込み方法／①市営住宅入居申込書②給与証明書か所得額証明書（収入のある人全員）③住民票謄本の写し④申込票――をそろえて◇申込み方法／当日、会場で直接申し込んでください。

参加者全員に、花の種をさしあげます。

くわしいことは、中央公民館（電話二一―五九四三）へどうぞ

職業訓練生

募集主体／家事サービス職業訓練校

資格／満二十五歳以上の女性

コース／①家事サービス②食物・調理③ホーム（ヘルプ

応募方法／九月三十日（水）までに、広島公共職業安定所へ申し込んでください。

期間／十月九日（金）から十二月二十五日（金）まで。

授業料／無料

そのほか、くわしいことは、家事サービス職業訓練校（宇品御幸三丁目一一―五二　電話五一一四二七九）へお問い合わせください

参加資格／勤労者

施設見学会参加者

とき／九月二十五日（金）午前九時から午後三時三十分まで。

見学する施設／社会福祉センター千田下水処理場　中清掃事務所　ユース・ホステル　牛田浄水場　永安館（変更することがある）

集合／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合してください。

申込み先／市役所広報課（電話四五―二一一内線八四二）へ必ず電話で申し込んでください。

その他／①定員は五十五名（定員になりしだい締め切る）②昼食、雨具はご持参ください③小雨の場合でも行ないます。

園芸教室参加者

あなたの生活を楽しく、豊かにするため、園芸教室を開きます。おさそいあわせのうえ、多数ご参加ください。

テーマ／◇宿根草類の株分け◇春の花芽分化◇観葉植物の冬越し準備など。

講師／市園芸指導所　平田泰雄主任技師

◇一般市民向き

日程と場所／◇九月二十五日（金）＝中央公民館（基町）◇九月二十六日（土）＝三篠地区公民館（三篠小学校前）◇九月二十八日（月）＝宇品地区公民館（宇品神田神社東）◇九月三十日（水）＝観音地区公民館

時間は、いずれも午後一時三十分から午後三時三十分まで。

参加資格／十五歳以上で、園芸に興味をもつ人。

◇勤労者向き

日程と場所／◇十月一日（木）＝万国製針㈱（楠木町三丁目）◇十月二日（金）＝理研産業㈱（大手町三丁目）

時間は、いずれも午後五時三十分から午後七時三十分まで。

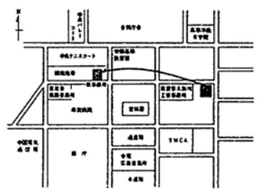
9月18日に「一日総合相談室」

とき／9月18日（金）午前10時から午後4時まで。

ところ／市役所本庁舎3階講堂

参加機関／中国管区行政監察局　法務局　労働基準局　国税局　家庭裁判所　県　市　中央児童相談所　精薄者更生相談所　身障者更生相談所　教育研究所　東・西・南各警察署　県税事務所　東・西社会保険事務所　農林事務所　土木建築事務所　教育事務所　専売公社広島地方局　広島中央放送局　広島電報電話相談所

基町出張所が移転



基町出張所を改築するため、9月7日（月）から、基町2番市民病院北側の緑地帯に仮事務所を設けて事務を行なっています。電話は、これまでどおり28―0225です。

広島市政と市民

危険です、歩きながらのムダ話

毎月1日・10日・20日は「市民交通安全の日」です

特集号 No 358







おとしよりに幸せな余生を

若い人も自分のこととして老人問題を考えましょう

九月二十一日までは「老人福祉週間」です。先日十五日の「敬老の日」を中心にして、国民みんなが、おとしよりの長寿を祝福し、幸せな余生を送ってもらうことを考えるとともに、おとしよりにも自らの生活向上に努める意欲を高めていただくよう気運を盛りあげています。

老人福祉法には、①老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障される②老人は、老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役だたせるように努めるものとしその希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与えられる③国や地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する――と、三つの原則をあげて、おとしよりの福祉増進にあたらなければならないとしています。

わたくしたちは、こうした老人の問題を、おとしより自身の問題としてだけでなく、現在の若い人たちのおとしよりに対する問題として、さらに、若い人たち自身の老後の問題として受けとめ、積極的にこの問題に取り組む姿勢を持っていなければなりません。

この特集号では、老人実態調査の結果を中心に、市の老人福祉対策もあわせてご紹しましょう。

写真は、（左上）花壇で談笑するおとしよりたち―喜生園で（右上）お茶をたてるおとしよりたち―喜生園で（下）おとしよりの書道教室―社会福祉センターで。

紙面の内容

一面 老人福祉週間
長寿を祝福し、おとしよりの健康と生活向上に新たな認識を深めましょう。

二面 老人の住居
身寄りのない老人や老人夫婦世帯などの住宅事情は、住宅の広さ、家賃などの諸要因が重なって、よくない状態にあります

三面 老人の収入
最近の傾向は、老人も働かなければ、その収入を得ることが困難です。社会保障給付金の問題とあわせて解決してゆかねばならないでしょう。

老人の就労
老人の収入と就労は、表裏一体の関係にあります。その意味から、職業あっせん機関の充実をはかることが大切でしょう。

三面～四面 老人の健康
傷病に対する抵抗力と回復力の衰えている老人にとって、医療費の問題は、切実な現実となっています。

四面 老人福祉手帳を有効に
老人福祉手帳を持参すれば、各ヘルスセンターの入場料が割り引きされます。

老人福祉対策のあらまし
広島市の老人福祉施策のあらましを紹介。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年9月18日



社会問題化する老人福祉

わが国の人口の構成は、最近の傾向として、しだいに老齢化しつつあることが指摘されています。昭和四十年には、幼年人口（十五歳未満）二六%、生産年齢人口（十五歳から六十五歳未満）六八%、老齢人口（六十五歳以上）六%という構成比率を示していますが、大正時代から昭和二十五年まで横ばいの状態を続け、それぞれ三五%～三六%、五八%～六〇%、五%と安定していました。それが、昭和二十五年を境として老齢人口が増加してきた結果としてあらわれているものです。この傾向は、今後ますます強くなり、昭和七十年には、老齢人口が一一%を越えることが予想されています。

こうした老齢人口の増加は、直接的に、また、間接的に、いろいろな問題を起こしてきています。いまや老人問題は、深刻な社会問題として、われわれの前に立ちはだかってきています。

わたくしたちは、社会問題としての老人問題にどのようにあたればよいのでしょうか。そのためには、まず、老人に対する問題点は、いったいどこにあるのかということを、はあくする必要があると思われます。

民生局社会課では、このほど老人実態調査の結果をまとめましたので、この調査結果にもとづいて、問題の所在と、その対策を考えてみましょう。

この実態調査のことは、社会課（電話四五―二一一内線四九〇）へお問い合わせください。

老人実態調査の結果

老人の住居

悪い単身老人の住宅事情

核家族――最近よく使われることばですが、これは夫婦だけの世帯、夫婦とその子どもからなる世帯、男親か女親とその子どもの世帯などをいいます。そして、このような家族形態が増加することを核家族化と呼んでいます。近年、こうした傾向は、しだいに強まってきており、逆にいえば、老人のいる世帯においては、老人とその子どもとは、別個の世帯をつくるといった傾向が強くなっていることをさしています。（別表 老人の世帯形態を参照）

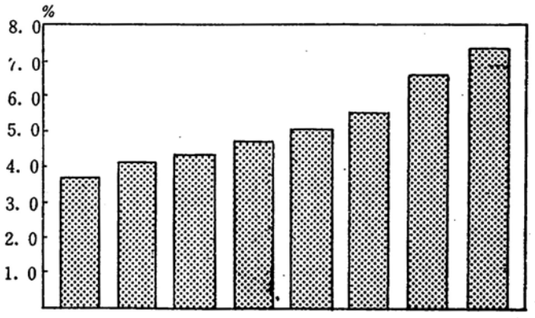
こうした状況は、当然、老人の住まいの問題とも大きな関係をもつものであり、老人世帯だけの住まいの問題、逆に家族との同居を希望する老人に対する住まいの問題も、考えなければならない問題です。

老人の世帯形態

世帯区分	構成費
単身老人	11.2%
老人夫婦	23.7
老人と長男夫婦	21.1
老人と長男以外の子ども夫婦	13.6
老人と未婚等の子ども	24.9
老人と孫	1.4
老人と子どもの妻	0.9
その他	3.2

さらには、同居している老人世帯における老人部屋の問題などもあります。

広島市の老齢人口の全人口に占める比率の推移



しょう。

このたびの調査によれば、単身老人や老人夫婦世帯を含めた老人のいる世帯の住宅の状況は、持家六八%、借家一九%、公営公団住宅七%、給与住宅二%、借間二%、社会福祉施設一%などとなっており、持家率は高くなっていますところが、単身老人だけをみると、持家は五一%、公営・公団住宅五%と、いずれも低くなっていますが、借家・借間があわせて三〇%と高くなっています。最近の住宅事情からして、借家・借間の家賃は安くはないので、ここにも、住宅事情が悪化している原因があるものと思われます。

また、単身老人と老人夫婦世帯をのぞいた同居老人で、老人部屋を持っている者は五八%となっています。これを住宅の状況でみると、老人部屋を持っている者は、持家の場合六八%、借家三一%、公営・公団三〇%、給与住宅五〇%となっており、借家、公営・公団住宅が極端に低くなっていますこれらは、住宅の狭さと関係していると考えられます。

いっぽう、老人部屋を持っていない老人で、老人部屋を希望する者は、三六%と低い数字を示していますが、これは、老人部屋が欲しいにもかかわらず、その可能性が少ないとみて、積極的な回答をしなかったためと考えられます。

前にものべたように、核家族化が進み、都市化に伴って世帯分離が激しくなって、老人世帯は増加しているにもかかわらず、逆に家族との同居を希望する老人もかなりいます。こうした人たちに対しては、①老人向け低家賃住宅を建設する②プライバシーを確保しながら生活できるように住宅構造を改善する③老人と若夫婦との分居形式アパートを建設する――などいろいろな方策が考えられるわけです。広島市においても、こうした観点に立った諸施策をこうじていますが、とくに、老人向け低家賃住宅は積極的に建設するとともに、今後は、老人居室建設資金の貸付けなども考慮しなければならないでしょう。

老人の収入

低い社会保障給付金

政府が行なったある調査によれば、国民のほとんどは、老後の生活に不安をもっていることが報告されています。このことは、としよりになってからの収入が少なくなるという想定のもとに出た結果です。

このたびの調査で、世帯形態別にみた平均世帯収入は、別表のようになっています。これを、もう少しくわしくみれば、単身老人と老人夫婦世帯は、全対象世帯四千九百九十二世帯の収入を五段階に分けた分類方法において、もっとも低い収入階層に属する率が高くなっています。前にのべたようにこれらの世帯は、借家や借間にはいっている率が高くなっていますから、経済的にも、そして、住宅面でも、低位におかれている状態になっています。

こうした世帯収入状況の中での老人自らの収入は、どういう位置を占めるのでしょうか。

老人の全体を平均してみれば、老人の収入は、世帯収入の三五%二万九千七百円で、その内訳は、職業・内職収入、財産収入がそれぞれ六四%、二一%と大半を占め社会保障給付金は、わずか一三%で、金額にして三千四百円にすぎません。

結局は、老人も働かなければその収入を得ることは困難であり、安定した生活ができないことを示しているのではないでしょうか。ちなみに、アメリカにおいては、稼動による収入二四%、年金など七一%、財産収入・扶養など八%公的扶助一四%となっており、自らの労働によって得る収入よりも年金などの社会保障給付金による収入が、はるかに多くなっています。

こうような、日本とアメリカにおける差異は、どこに原因があるのかといえば、このたびの調査にあらわれたように、老齢福祉年金制度を知っている者が七一%、敬老年金制度を知っている者が二六%という数字を示しており、これは支給対象の基準に問題があるものと思われますが、そうした結果が、前者の受給率三七%、後者の三五%という数字を示しているものでしょう。とくに、敬老年金が所得制限をしていない点には、低いことが注目されます。

もちろん、現在の老齢福祉年金の額が、「じゅうぶん」四六%、「不じゅうぶん」五四%となっていることも見落とすわけにはいきませんが、老人の収入という大きな問題を、もういちどよく検討する必要があるでしょう。このことこそが、安心して老後の生活ができるという道を開く効果的な方法なのではないでしょうか。

世帯形態別世帯収入

世帯区分	世帯収入
	円
単身老人	21,131
老人夫婦	62,582
子どもと同居	106,157
孫、子どもの嫁と同居	67,142
その他の同居	91,599
平均収入	84,300

老人の就労

多い経済的理由による就労

わが国においては、老人の収入と就労という問題は、表裏一体の関係にあるといってもさしつかえありません。それは、前にのべたように、自分の働きによる以外には、生活を維持することが困難であるという特殊性があるからですといいかえれば、老齢世帯になるほど、被扶養という生活形態が、核家族化による世帯分離や、老人をとりまく者の扶養意識の減退などによって低下し、さらに、物価高による生活難などにより、就労問題が生活をささえる方法として、切実な問題になってきているからです。

調査結果によれば、老人の三九%は就労しています。これを年齢でみると、六十歳代五〇%、七十歳代二四%、八十歳代五%となっており、年齢が多くなるにつれて就労していないことがわかります。また、就労の理由としては、「生活に困る」六四%、「からだがじょうぶ」二一%、「仕事に愛着」六%、「小遣いかせぎ」六%などとなっていますが、とくに、「生活に困る」が半数以上を占め、このたびの調査のうち、単身老人の七六%、老人夫婦世帯の六六%が、この理由をあげていることが注目されます。

いっぽう、就労していない老人のほうをみると「労働能力あり」と答えた老人が二八%と、低い数字を示していますが、年齢別にみれば、六十歳代で七三%と高率を示しています。また、こうした就労可能な老人で、就労の意向のある老人は四三%と半数に満たない状態ですが、収入別にみれば、所得のもっとも低い階層ほど高くなっています。これは、収入が低いので、就労したいのだが、諸事情で就労できないという階層を示すものと思われます。

昭和四十四年版厚生白書によれば、高齢者世帯の生活内容は貧しく、ほとんど九割が低所得階層に属しているといわれています。このことは、生活のために働かなくてはならない高齢者世帯が多いことを意味しており、老人の就労の問題、とりわけ、働く意志がありながらも、適した働き口がない老人をどうするかということが、大きく前面に押し出されてきたことを示しております。

広島市でも、このような問題に対処するため、昨年八月から社会福祉協議会に老人無料職業相談所を設置し、老人の就職あっせんや相談を無料で実施しています。このたびの調査でも、このような機関が必要だと答えたものが六二%もあり、この種の相談所が重要な役割りをもつことがわかります。その実績も相当あがっており、今後ますます充実してゆかなければならないものと思われます。

このほかにも、職業安定所においては、中高年齢失業者を対象にした就職あっせんと職業訓練を行なうような窓口を設けるなど、老齢者の就労に関しては、かなりの力を入れています。

老人の健康

大きな負担になる医療費

老人は傷病に対する抵抗力と回復力が衰えているだけに、健康の状況はもっとも大切な問題の一つだといえましょう。

調査結果によれば、健康な老人は、四九%と半数以下になっており、半数以上の人は、なんらかの形で病気や病弱な健康状況であることが指摘されます。そして、病気老人のうち、二一%は病床につきりきりであり、老人全体の四%強を占めています。さらに、年齢が高くなるにつれて健康老人が少なくなり、八十歳以上では四〇%となっています。

また、広島市の特徴として、被爆という事実を忘れることはできません。このたびの調査では、被爆老人は、六三%と半数以上の人が被爆しています。この被爆老人の中で、健康であると答えた者が四四%、病弱三五%、病気二一%と、被爆していない老人よりも健康状況が悪くなっています。

さて、こうした老人の医療保険に加入している率は、全体で九三%ですが、未加入者のうち、三〇%は生活保護受給者になっています。

このような医療保険加入状況のもとで、り病者の医療費自己負担額の状態をみると、その三七%が自己負担を要しており、その負担

額は、ひとり当たり一万四千六百円（年間）と、かなり高額になっています。これを健康状況別にみたのが別表です。病気老人の負担額がとくに高くなっていますが、これは、床につききりの老人が約五分の一を占めていることが影響しているものと思われます。このような医療費の自己負担額は、単身老人などの低収入世帯にとっては住宅の家賃とともに、その生活を圧迫する大きな原因になっていることが考えられます。

ところで、老人にとって、身のまわりを処理する能力があるかどうか、そして、身のまわりの世話をしてくれる人がいるかどうかということは、日常生活をしてゆくうえに、大きな問題になります。調査によれば、九四％は処理能力を有していますが、年齢でみると八十歳代では八一％と低くなっています。また、健康状態からみれば、病気の老人では七八％とかなり低くなっており、誰かが世話をしなければならない状態です。そこで、世話人の有無を調べると、世話人のいる老人が九一％で、このうち、単身老人が五八％と低くなっています

こうした世話人はほとんどが血縁者になっていますが単身老人などは、他人にみてもらわなければならない状態の者が多くなっています。

この対策として、広島市には、老人家庭奉仕員制度を設けて、こうした他人に身のまわりの世話をしてもらわなければ日常生活ができない老人の世話をしているわけですが、この制度を知っている老人は、全体で四二％しかなく、自分に子どもがいない老人などは、わずか四〇％弱と、逆の結果が出ていることに問題があるようです

老人福祉法では、六十五歳以上の老人を対象に健康診査を毎年一回行なうようになっており、広島市でも定期的に実施しています。この健康診査は、疾病の早期発見をつうじて、健康管理を行なうのがねらいで、すべてを対象に一般診査を、そして、一般診査の結果精密診査を必要とする人に精密診査を、無料で実施していますが、これは、健康診査を受けて、疾病が発見されても、医療費の一部を自己負担しなければならないために、この健康診査を受けない老人が多くあるためと思われ、今後、医療保険の給付率の問題、さらには、老人の診察料の問題などの改善が、じゅうぶん検討されなければならないでしょう。

このほかに、広島市では、原爆被爆者健康診断や、被爆者健診促進手当の支給、特別被爆者健康管理手当の支給などを実施することによって、被爆された老人の健康管理などをしています。また、社会福祉協議会（千田町一丁目　社会福祉センター内）に老人健康相談所を設けて、毎月第一・第三水曜日に、健康講話や個人相談を無料で実施するなど、この面での充実を期しています。

健康状況別昨年１年間の医療費

区　分	総　数	健　康	病　弱	病　気
自己負担を要したり病者	37.0%	47.2%	33.6%	32.9%
自己負担額	14,595円	7,748円	15,998円	22,116円

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」――憲法は、第二十五条でこううたっています。広島市もこの憲法の趣旨にもとずいて、国・県の施策とあいまって、いろいろな分野における社会福祉対策をこうじています。ここでは、市の老人福祉対策のすべてを簡単にご紹介しましょう。

■生活援護対策

◇敬老年金＝高齢者の長寿を祝し敬老思想をより高めるため、満八十五歳以上で、二年以上市内に住んでいる老人に、五千円を支給します。

◇敬老金（県）＝八十八歳と九十五歳の老人に三千円、百歳以上の老人に五千円を、敬老の日に支給します。

◇在宅寝たきり老人見舞金＝七十歳以上の在宅寝たきり老人に、年額四千円を支給します。

◇施設入所の老人に夏季・年末援助（広島市社会福祉協議会）＝夏季二百円、年末五百円を支給します◇施設収容者の援護金（県）＝施設収容者で年金を受けていない老人に夏季五百円、年末千円を支給します。

◇家庭奉仕員派遣世帯の夏季・年末援助（広島市社会福祉協議会）＝夏季五百円、年末六百円を支給します。

◇被爆者施設入所の老人に年末援助（広島県原爆障害対策協議会）

■養護を要する老人のための施設

満六十五歳以上の老人で身体上精神上、環境上、経済的理由によって、居宅において養護を受けることが困難な者を収容し、養護する施設です。現在・市立一、私立三の施設があります。

また、被爆された六十歳以上の老人のために、原爆養護ホームがあります。



■住宅などに関する対策

◇老人家庭向け市営住宅＝老人家庭向けに、特別に割りあてて入居してもらう公営住宅です。現在、戸坂町に十五戸あります。

■健康保持に関する対策

◇老人健康診査＝満六十五歳以上の老人を対象に、毎年一回保健所で実施します。

◇被爆者の健康診断促進手当＝被爆老人の健康診断の受診を促進するため、年二回を限度にして、ひとり一回五百円を支給します。

◇老人家庭奉仕員の派遣＝日常生活に支障のある低所得階層の世帯に、日常生活上の便宜を供与しています。

◇被爆者健康診断＝年二回定期検査と希望検査をそれぞれ実施します。

◇老人健康相談（広島市社会福祉協議会）＝社会福祉センターで、毎月第一・第三水曜日に行ないます。

◇特別被爆者の健康管理手当＝満六十五歳以上の老人に、月三千円を支給します。

◇寝たきり老人に対する特殊寝台の貸与＝満六十五歳以上の寝たきり老人に貸与します。

■レクリエーション、教養向上などに関する対策

◇老人クラブの育成助長

◇老人無料相談所（広島市社会福祉協議会）＝社会福祉センターに設置し、心配ごとの相談にあたります。

◇教養講座など＝年一回、老人クラブ指導者講習会を実施します。社会福祉センターでは、民謡、書道、囲碁などの教養講座を毎週開いています。

◇老人活動の場の提供＝社会福祉センター、長生園、地区集会所などを用意しています。

■就業対策

◇公共職業安定所

◇老人無料職業相談所＝社会福祉センターで、就職あっせん、相談などを無料で行なっています。

■敬老行事

◇老人のための行事＝九月十五日を中心に敬老行事をしているほか七十五歳、八十歳、八十五歳、九十歳、九十五歳、百歳以上の老人に記念品を贈り、長寿を祝っています。

◇老人福祉手帳の交付＝七十歳以上の老人に、（別記）福祉手帳を交付しています。

老人福祉手帳を有効に

市では、昨年、七十歳以上の人を対象に老人福祉手帳を交付しました。ことしは、六十五歳以上の人にも手帳をお渡ししています。これまで、県興業環境衛生同業組合のご好意で、映画・演劇を観賞する場合、この手帳を持参すると入場料金が小人の料金に割り引きされています。このたび、新しく広島ヘルス同業会のご好意で、各ヘルスセンターの入場料金が、下の表のとおり割り引きされることになりました。老人福祉手帳をお持ちの人は、ぜひご利用ください

くわしいことは、福祉事務所福祉課（電話四五―二一一一内線八七五）へお問い合わせください。

施設名	一般料金	割引き料金	備考
比治山遊園	200円	150円	老人クラブでご利用のときは120円
藤田観光	200円	150円	
広島ヘルス・センター	200円	160円	
楽々園	250円	150円	ただし、45年12月末まで
近鉄宮島観光センター	350～400円	一般料金の100円引き	公演の内容で料金が変ります
八木温泉	200円	150円	
三永遊園	200円	160円	ただし、団体予約に限ります
こごもり遊園	200円	150円	

募集

市役所職員

申込書の請求、書類の提出、そのほか、くわしいことは、市役所人事課（国泰寺町一丁目6—34 電話45—2111 内線243・524）へお問い合わせください。

医療関係職員

採用職種・受験資格・採用人員／◆薬剤師＝昭和18年4月2日以降に生まれ、薬剤師の免許を持っている人か学校教育法による大学の学部を昭和46年3月に卒業する見込みの人◆衛生検査技師＝昭和20年4月2日以降に生まれ、衛生検査技師の免許を持っている人か昭和46年3月に衛生検査技師の養成施設を卒業する見込みの人◆保健婦＝昭和20月4月2日以降に生まれ、保健婦の免許を持っている女子か昭和46年3月に保健婦の養成施設を卒業する見込みの女子◆看護婦＝昭和20年4月2日以降に生まれ、看護婦の免許を持っている女子か昭和46年3月に看護婦の養成施設を卒業する見込みの女子。人員は、いずれの職種も若干名。

試験の方法・期日・場所／筆記試験（一般教養）、面接試験、身体検査を10月12日（月）午前8時30分から、市役所人事課で行ないます（受験者多数の場合は、面接試験と身体検査を10月13日に行なう）

提出書類／申込書、学業成績証明書、卒業（見込み）証明書、免許（取得見込み）証各1部。

受付け期限／10月8日（木）まで。

保　　母

受験資格と採用人員／昭和20年4月2日以降に生まれ、保母の資格を持っている女子か厚生大臣が指定する保母を養成する学校、その他の施設を昭和46年3月に卒業する見込みの女子。約30名。

試験の方法・日時・場所／◇第1次試験＝筆記試験（一般教養）は10月19日（月）午前8時30分から◇第2次試験＝実技試験（音楽）面接試験、身体検査は、11月6日（金）午前8時30分から。場所は、いずれも市役所人事課で行ないます。

提出書類／申込書、学業成績証明書、卒業（見込み）証明書、保母資格証明書（資格を持っている人だけ）各1部。

受付け期限／10月16日（金）まで。

臨時職員

雇用期間／10月6日から11月24日まで。

勤務時間／午前8時30分から午後5時まで。

応募資格／18歳から45歳までの心身ともに健康な人。（性別は問わない）

日給／850円。

募集人員／約40名。

職務内容／市役所統計課で国勢調査に伴う照合・審査事務を行ないます。

応募方法／希望者は履歴書を持参のうえ、市役所人事課へおいでください。

ハイキング参加者

とき／10月18日（日）　雨天の場合は10月25日（日）に変更します。

目的地／呉市　灰が峰（標高702㍍、徒歩往復約11キロ㍍、健脚向き）

集合場所と時刻／広島駅団体待合室前に午前8時から午前8時15分までに集合してください。

経費／交通費は各自で負担していただきます

申込み先／市教育委員会保健体育課（国泰寺町一丁目6—34）

申込み期限／10月17日（土）

申込み方法／官製ハガキに「第142回市民ハイキング参加申込書」と書き、住所、氏名（ふりがなつき）、年齢、性別、職業か学校名、連絡先電話を記入して申し込んでください。

そのほか、くわしいことは、市教育委員会保健体育課（電話45—2111 内線641）まで。

短詩型文芸大会参加者

とき／11月3日（火、文化の日）午後1時から午後4時30分まで。

ところ／平和記念館

応募資格／満15歳以上で、市内に住所か勤務場所がある人（ただし、高校生はのぞく）

俳句／雑詠2句　締切り：10月10日（土）郵便ハガキを使用してください。

川柳／題：①先生②口笛③ひとりごと④地図⑤弁解　一題3句　作品は当日持参してください。投句の場合は、11月2日（月）までに必ず届くよう、タテ18センチ、ヨコ3センチの白紙に1句ずつ記入し、裏面に作者名を書いて送ってください。

短歌／雑詠1首　締切り：10月3日（土）返信用封筒に20円切手を貼付してください。選歌票の郵送は10月25日（日）までにしてください。当日は受け付けません。成績表をご希望の人は、別に15円切手を同封してください。

現代詩／題：自由、ひとり2編　締切り：10月10日（土）。400字詰め原稿用紙に限ります。

応募先／中央公民館（中島町1—2　平和記念館内）短詩型文芸大会係

その他／①未発表の作品に限ります②優秀作品には賞品を贈ります③会費はいりません。

くわしいことは、中央公民館（電話41—5246）か基町中央公民館（電話21—5943）まで

公民館講座参加者

講座の内容と講師／◆これからの育児＝10月12日から毎月曜日午後6時～午後8時①育児と母親：山本多喜司氏②からだの発育：藤土圭三氏③知恵づき：山内光哉氏④人との交わり：吉岡一郎氏⑤喜怒哀楽：祐宗省三氏◆定年と再スタート＝10月19日から毎月曜日午後6時～午後8時①定年と再スタート：正戸茂氏②定年と再就職：古川寛次氏③成人病とその対策：和田直氏④趣味と人生：佐藤清太氏⑤退職金のゆくえ：加藤昭夫氏。

参加資格／中央地区（幟町・国泰寺両中学校区）内に住所か勤務場所があり、期間中休まずに出席できる人。

会場／中央公民館（基町5—94）

定員／いずれも30名。

受講料／無料

受付け期間／10月1日から10月6日まで。

受付け場所／中央公民館

申込み方法／往復ハガキに、受講希望講座名住所、氏名、性別、年齢を書いて申し込んでください。申込み数が定員を越えた場合は抽せんで受講者を決めます。

ポリオ生ワクチンの投与を受けてください

昭和45年度下半期のポリオ生ワクチンの投与を行ないます。該当者はお受けください。

対象者／昭和44年7月1日から昭和45年6月30日までに生まれた乳幼児。

日程と場所／◇10月5日＝牛田小　千田小　三篠公民館　広瀬小　仁保小　似島会館◇6日＝尾長小　竹屋小　清風幼稚園　宇品東小　楠那小◇7日＝戸坂小　大州小　江波小　江波町会館　青崎小　元宇品会館◇8日＝中山小　白島小　観音小　天満小　大河小　柞木会館◇9日＝吉島小　矢賀小　大芝小　本川小　段原小　南保健所◇12日＝荒神保育園　中島小　西部農協　井口集会所　比治山小◇13日＝県立盲学校　幟町小　草津会館　庚午福祉会館　宇品小◇14日＝二葉幼稚園　袋町小　舟入小　神崎小　皆実小◇15日＝己斐保育園　西隣保館。

受付け時間は、いずれも午後2時から午後4時まで（ただし、似島会館は午後1時から午後2時まで、楠那小、元宇品会館、柞木会館は午後2時から午後3時まで）です。

料金／無料

持参するもの／個人通知書（質問事項は自宅で記入すること）と母子健康手帳。

その他／①個人通知書の届かない人と、病気などで前回投与を受けておられない人は、管轄の保健所へ連絡してください②個人通知書を投与会場に持参されない人は、市民であることが証明できるものを提出されないかぎり投与しませんのでご注意ください。

おわびして訂正します

9月15日発行の本紙3ページ国勢調査の記事のうち、くわしい結果の公表の時期は「本年度中」でなく、「来年度中」の誤りです。



市・県民税（3期分）
国民年金保険料（2期分）
下水道事業受益者負担金（2期分）
国民健康保険料（4期分）
納付期限　10月31日

広島市政と市民

子も親も孫ももれなく国勢調査
実施日　10月1日

10月1日号 No 359


街頭で市民に赤い羽根をつける山田市長

10月1日から
共同募金運動始まる
助け合って、みんなが幸せに

ことしも10月1日から12月31日まで共同募金運動が行なわれます。この運動は昭和22年以来、全国的な規模で進められ、社会福祉の向上に大きな役割りを果たしてきました。今後もますますその重要性が増し、成果が期待されています。世の中の不幸をなくし、みんなが幸せであることを願って、年1回、収入のいくぶんかを出し合い、恵まれない人たちのために「幸せをわかち合う」という共同募金の趣旨に共鳴していただき、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

国民年金所得比例制度へご加入を
より多額の年金を受けるために

10月から、国民年金に新しく所得比例制がとり入れられました。これは、定額保険料のほかに、一定の保険料を加算して納めれば、それに見合った多額の年金が受けられる制度です。この制度に加入するかどうかは自由ですが、将来の生活のことを考えれば、加入したほうが有利です。加入を希望される人は10月1日から申し出を受け付けますので、市役所年金援護課に国民年金手帳と印鑑を持参のうえご相談ください。

加入できる人／国民年金に加入している人（保険料を免除されている人はのぞく）

加入できる時期／国民年金に加入している期間内であれば、いつでも加入できますが、広島市では、とくに、45年10月1日から46年3月31日までの期間を、「所得比例加入促進期間」とし、できるだけ多くの被保険者のみなさんに加入していただくことにしています。

納めるかけ金／加入した月から、定額保険料（月額450円）のほかに、所得比例保険料（月額350円）を納めることになります。

受けられる年金／所得比例制度に加入した場合の給付の加算は、老齢年金と通算老齢年金に加算されます。

たとえば、所得比例保険料を25年納めた場合の老齢年金のふえる額は、5万4,000円になり、定額分の9万6,000円と合わせると15万円の年金額になります。したがって、夫婦のうち、夫だけが所得比例制度に加入した場合の夫婦で受ける老齢年金の額は、25年納めた場合には、夫の分15万円と妻の分9万6,000円、合わせて24万6,000円になり、月額にして2万500円の年金が受けられることになります。

脱退することができる時期／脱退したいときに申し出れば、いつでもやめることができます。その場合、脱退したときまでに、かけた月数に応じた額が加算されます。

狂犬病の予防注射を受けてください

今年度2回目の定期狂犬病予防注射を行ないます。あなたが飼っておられる生後3か月以上の犬を近くの注射場へおつれください。まだ登録を受けていない犬は、同時に手続きをしてください。料金は、注射料200円、注射済票交付手数料60円、合計260円で、登録手数料は300円です。10月前半の日程と場所はつぎのとおりです。

◇10月5日＝庚午南町巡査駐在所　草津小　井口出張所　井口阿瀬津公民館前◇6日＝尾長小　尾長児童公園　鉄道病院西側　大州矢賀公園◇7日＝己斐小　古田小　古田保育園　庚午北町豊野神社◇8日＝牛田不動院前　牛田小　牛田公園◇9日＝己斐出張所　西隣保館　上天満第二公園　横川第一公園◇12日＝荒神町小　大州幼稚園　青崎小　堀越公園◇13日＝三篠小　楠木公園　大芝小　三滝橋西詰め◇14日＝戸坂町くるめぎ神社横木本宅　戸坂町広電バス終点前　中山出張所　矢賀小◇15日＝広島家畜保健衛生所　宇品町千暁寺元宇品保育園　宇品第二公園。

◇10月1日＝大河小◇2日＝楠那小◇6日＝柞木会館◇7日＝広大医学部◇8日＝仁保小◇9日＝比治山小◇13日＝段原中◇14日＝杉姫稲荷大社◇15・16日↗

計量器の定期検査を

↙＝段原小◇19日＝金輪船渠楠前◇20日＝市計量検査所。

受付け時間は、いずれも午前9時30分から正午までと午後1時から午後3時30分までです。検査は雨天でも行ないます。

とき／10月3日（土）から7日（水）まで。

ところ／天満屋デパート（胡町5—22）6階催場。

展示内容／①空中写真で↗

「広島地図展」へどうぞ

↙見る広島②地図で見る広島の移り変わり③広島の将来像④地図のできるまで⑤地図の見かた、使いかた⑥映画コーナー⑦相談コーナー⑧即売コーナーなど。

広島城天守閣では、つぎのとおり展示会を開催しますので、多数おいでください。

とき／10月1日から11月20日まで↗

「物故郷土出身画家作品展示会」へどうぞ

↙ところ／広島城4階展示場。

展示内容／故熊谷直彦と故田中頼璋の作品約20点。

入場料／おとな30円、小人15円。

10月1日から7日までの「法の日週間」の行事として、広島弁護士会、在広裁判所、広島法務局が主催して、「無料法律相談室」が開設されます。

とき／10月7日（水）午前10時から午後4時まで。

ところ／広島弁↗

「無料法律相談室」を開設

↙護士会館（上八丁堀2—43広島高等裁判所構内）

内容／交通事故、財産、相続、登記、婚姻、少年、家庭などに関する一切の法律問題。

専門の弁護士が中心になってご相談に応じますので、お気軽においでください。

ことしもまた、国民健康保険被保険者証の更新時期がきました。新しい被保険者証は、少なくとも9月25日までに届くよう郵送しましたが、受取人不明で返送される↗

新しい被保険者証の未着者は連絡を

↙ものがあります返送された新しい被保険者証は、やむを得ず国民健康保険課で保管していますので、もし、新しい被保険者証が届いていない人は、市役所国民健康保険課（電話45—2111 内線321・596・932）へご連絡ください。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45—2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年10月1日

広島市政と市民

けがをして泣くより笑って待つ1秒

毎月1日・10日・20日は「市民交通安全の日」です

特集号 No 360

交通事故の防止にみんなの力の結集を





世はまさにモータリゼーションの時代。それにつれて、交通事故も急増し、事故犠牲者が、ことしは昨年のペースをうわまわる史上最悪の事態になっています。家族の帰りが遅い場合には、交通事故にあったのではないか、という心配がまず起こってくる時代なのです。それだけに、交通戦争は、人ごとではなくて、いつわが身にふりかかってくるか、絶えず事故発生の恐怖を抱かざるを得ません。

今月の六日から「秋の交通安全運動」が始まっています。これは、わたくしたちのまわりから、交通事故を追放して、明るい安全な生活を営むことができるよう、もう一度交通安全を考え、交通安全のための実践をしようではないかという市民運動なのです。わたくしたちは、この期間中だけでなく、この運動をきっかけにして、町から、家庭から、職場から、学校から、交通事故を追放するように努めなければなりません。

交通問題は、もはや、都市問題として考えなければならないといわれています。この号では、最近の交通事故の実態を眺めながら、都市問題としての交通を考え、あわせて交通事故の現況、「秋の交通安全運動」の内容、広島市における交通安全実践組織と関係者の声などをご紹介し、一層の認識を深めたいと思います。**（写真右上は、電柱に激突して大破した車、左下は、車と車がぶっつかって大破した乗用車、右下は、神崎小学校における交通安全移動教室）**

紙面の内容

一　面　「秋の交通安全運動」が始まりますが、これをきっかけに、事故ぼく滅をめざして、市民のみなさんの総力を結集しなければなりません。

二　面　**交通事故の現況**　全国でみた場合、ことしの死者の数は、昨年のそれを大幅にうわまわることが予想され、交通禍は深刻な問題になっています。また、子どもの交通事故も多発しており、午後四時から六時までがピークになっていますこの時間帯には、とくに、気をつける必要があるようです。

三　面　**都市問題としての交通**　モータリゼーションが伸展してきて、都市機能が低下し、都市環境が悪くなるなどの事態が起こっています。この事態を解決するためには、都市問題として、抜本的な対策をこうずる必要がありますが、現状では、国県・市・警察・市民の力を結集させて、交通災害を未然に防止し、交通公害を絶滅するための心がまえと体制を整えるよりほかに方法はないといえましょう

四　面　**お知らせ**　◇「秋の交通安全運動」始まる◇交通安全実践組織と関係者の声◇交通災害共済制度、交通安全移動教室、交通事故相談機関のご利用を。

編集・発行／広島市総務局広報課（電話代表45－2111）　印刷／文化印刷株式会社　発行日／昭和45年10月8日

交通事故の現況

全国の死者 昨年同期の数を突破

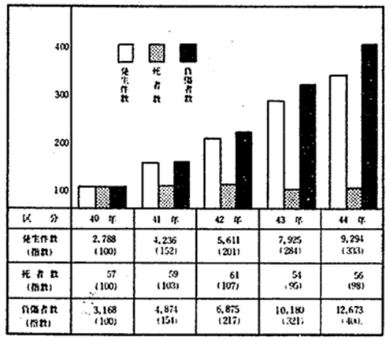
七千二百五十七人（昨年）→七千七百三十五人（ことし）

交通禍は現代の深刻な脅威

昨年全国で交通事故の犠牲になられた人は、一万六千二百五十八人でした。これは、史上最悪の事態だといって、さまざまな話題を呼び起こし、注意が喚起されてきました。ところが、ことしは、昨年のペースをさらにうわまわっております。六月末現在で、死者は七千七百三十五人、昨年の同期には七千二百五十七人でしたから、すでに、その数を四百人以上もうわまわっており、最終的には、かなりの増加になるという悲しい見とおしがたてられています。医学の進歩などによって、せっかくのびてきている人間の寿命も、こうした交通事故死の増加によって頭打ちになるのは遠くないだろうという予想もあり、交通禍こそ、現代文明社会が直面しているもっとも深刻な脅威だとされています。人間がつくり出し、許してきたはずの交通文明に、いまでは、逆に人間が圧倒されているような時代になっており、まさに、文明がもたらした悲劇といえましょう。事故にあって父母や妻子を失ったりいたいけない子どもを生涯の不具者にしたりして、わたくしたちの日常生活をおびやかしているのが現実の姿です。

さて、市内で発生した交通事故の状況を過去数年間比較して見たのが表Ⅰです。この表で見ますと交通事故の発生件数は、この五年間で三倍以上に増加しています。これに伴って、死傷者の数も増加しているわけですが、死者の数は横ばいの状況で、これは不幸中の幸いとでもいえましょうしかし、負傷者の数は四十年の四倍以上になっており、憂慮しなければならない現状の姿を示しています。

表Ⅰ　市内における交通事故発生状況の推移



区分	40年	41年	42年	43年	44年
発生件数（指数）	2,788（100）	4,236（152）	5,611（201）	7,925（284）	9,294（333）
死者数（指数）	57（100）	59（103）	61（107）	54（95）	56（98）
負傷者数（指数）	3,168（100）	4,874（154）	6,875（217）	10,180（321）	12,673（400）

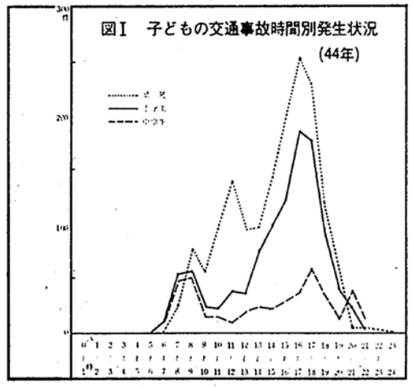
また、ことし八月末における数字を昨年同期と比較して見ますと発生件数では、昨年は六千百十二件、ことしは五千二百八十七件と減少しています。さらに、死者は三十六人に対し三十一人、負傷者は八千三百三十七人に対し七千二百九十四人と、いずれも減少の傾向をみせています。

いっぽう、こうした事故の内容を類型別に見れば、表Ⅱのようになります。交通事故は、車と車との事故がもっとも多く、全体の八〇%弱を占めています。ところが死者は、人と車との事故によるものが一番多く、半数以上を占めています。これは歩行者を保護するという立場からの自動車の運転がまだまだ徹底していないことと、歩行者が交通ルールに違反したことが多い結果ではないかと思われます。最近では、車と車との交通事故が増加する傾向にあるといわれますが、この表のように死者は人と車によるものが多く、注意すべき点はむしろ、ここにあるのではないでしょうか。この人と車との交通事故を見たものが表Ⅲですが、この中では、路上への飛び出しによる事故が二八・五%もあることが注目されます。さらに、横断歩道でないところを横断中に起きた事故が二三・七%と大きな数字を占めています。歩行者の不注意による事故が多いという現実にわたくしたちはどう取り組めばよいのでしょうか。運転者だけでなく、歩行者も、歩行者横暴にならないように、よく注意しなければなりません。子ども向けの交通安全スローガンに「いつものなれた通りでも正しく歩いて正しく横断」というのがあります。

表Ⅱ　市内における事故類型別交通事故発生状況（44年）

区分		実数	構成比
人と車との事故	件数	1,780件	19.2%
	発生者数	30	53.5
	死傷者数	1,866	14.7
車と車との事故	件数	7,022	75.5
	発生者数	17	30.4
	死傷者数	10,133	80.0
車両単独の事故	件数	485	5.2
	発生者数	6	10.7
	死傷者数	662	5.2
踏切りの事故	件数	7	0.1
	発生者数	3	5.4
	死傷者数	12	0.1
合計	件数	9,294	100.0
	発生者数	56	100.0
	死傷者数	12,673	100.0

図Ⅰ　子どもの交通事故時間別発生状況（44年）



つぎに、こうした子どもの交通事故は原因から見れば、どのようになっているでしょうか。これは子どもも含めた全体の交通事故の第一原因である「路上への飛び出し」がもっとも多い数字を示しています。続いて多いのが「横断歩道横断中」、「横断歩道外横断中」といった、道路を横断するときに起きる交通事故です。これらの原因が大半を占めており、子どもの交通指導も、こうした点に重点をおくべでしょう。

昨年、市内では、十一人の子どもが死亡しています。これからの日本を背負って立つ子どもを交通事故で失うことは、大きな損失です。わたくしたちは、もう一度交通戦争といわれている現在の状況の中で、いかにして交通事故を起こさないようにするか、みんながよく考えてゆかねばなりません。

表Ⅲ　県内における人と車による交通事故の状況（44年）

区分	実数	構成比
対面通行中	236件	4.3%
背面通行中	382	7.0
交差点横断歩道横断中	693	12.6
交差点横断歩道外横断中	540	9.8
単路横断歩道横断中	76	1.4
単路横断歩道外横断中	762	13.9
路上遊戯・作業中	155	2.8
路上への飛び出し	1,561	28.5
その他	1,083	19.7
合計	5,488	100.0

子どもも見ているあなたの歩きかた——

図Ⅰをごらんください。これは広島県内で発生した子どもが関係した交通事故を時間別に見たものです。最近は、登・下校時における交通指導がかなり徹底し、子どもの交通事故は横ばいの状態になっています。ところがこの図でもわかるように、幼児、小学生、中学生とも午後四時から六時までのあいだに交通事故がピークになっています。これは、登下校時の交通指導が徹底している関係で、その時間における交通事故は、かなり減少してきていますが、学校がひけて、家庭に帰ったあとの時間帯は、子どもの心の解放感が強くなっている結果であることが考えられますしたがって、今後は放課後の家庭における交通指導が大切なものになってくるでしょう。



望まれる抜本対策

都市問題としての解決を

ところで、最近のように、人口や産業が都市に集中して、市街地が無計画に拡がり、モータリゼーションが急激に伸展して、自動車交通需要が増加してきますと、自動車交通の渋滞、交通事故の増加駐車難が原因する通勤難、運行時間の増加と輸送経費の増大という事態が生じ、さらには、騒音、振動、排気ガスなどの公害をひきおこし、都市機能を低下させ、都市環境を悪化させることになります。

こうしたことから、今日、交通問題は、大きく都市問題としてクローズアップされてきました。交通規制にしても、交通安全施設にしても、また、交通安全をめざす運動にしても、すべて都市問題として扱い、これをふまえて、交通問題も解決しなければならないような状態になってきているのです。

ことしの五月、市内の数か所に「遊び場道路」や「買物道路」と名づけられた交通規制が実施されました。たとえば、舟入南一丁目の例では、近くに児童公園もなく表通りは交通の激しい電車通りで子どもにとっては、裏道が遊び場でした。ところが、静かな裏通りにも車が増加し、子どもの安全な遊び場は奪い去られ、このような交通規制が行なわれたものです。

また、広島市では、実施されておりませんが、東京の銀座などで「歩行者天国」といって、車の乗り入れを禁止することによって歩行者の安全を保ち、排気ガスのない道路にする運動が行なわれています。車の通らない道路で、歩行者は思いきり羽根をのばし、まさに、遊園地にいるような気分を味わった人も少なくなかったといわれています。

このように、車の乗り入れを制限して、歩行者の安全を保つという動きは、全国的な傾向で、交通戦争から少しでも人間優先の道路交通にしようとしており、これはかなり歓迎されています。

しかし、いっぽうでは、「こうした措置をすることによって、お役所は、いかにもよいことをしたという顔をしている。しかし、このような考えはナンセンスではないか。道路は、本来、車も通行するもの。もっと抜本的な対策を考える必要がある」といったきびしい批判もあります。たしかに、根本的な対策がなされない限り、都市交通を最善なものにすることはできないでしょうが、現在のように車の増加が激しく、その対策に苦慮している現状では、こうしたことも必要で、しかも、重要な対策の一つとなっているのです。

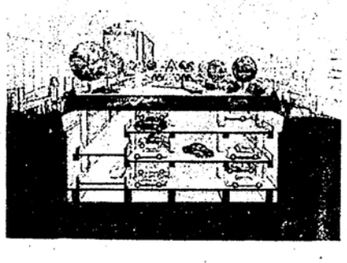
都市交通で、交通事故と並んで重要な問題となっているものに、市民の生活をおびやかす排気ガスと騒音の公害問題があります。これらは、現代社会の新しい公害として問題になっているものです。東京で行なった「歩行者天国」の道路のCO濃度が極端に低くなったという結果が出ているとおり、車がなくなればよいわけですが、現実には不可能であり車のない現代の社会は考えられません。

先日、八丁堀を中心とした官庁街の路上駐車が全面的に禁止されましたが、こうした措置も、ただ単に駐車禁止になったという現象としてとらえるだけでなく、市民生活をおびやかす都市交通の重要な問題の一環として考えなければなりませんもともと、今日の都市計画も、自動車交通を前提にして立案されているわけで、交通安全という理想像も、都市交通を考えながら実現すべきものです。都市は交通によって支えられ、交通技術も日進月歩のすさまじい発展ぶりを示していますが、これを受け入れる容器としての、都市における道路、駐車場などの交通安全施設を交通技術のテンポに合わせて整備・改良することができないが故に、今日のようなきびしい交通事情が生じているわけです。交通事故も、自動車による排気ガス、騒音などの自動車公害も、こうしたことが原因して大きな問題になっているのです。



紙屋町のコントロール・タワーから見た交差点一帯

こうした都市の交通問題を根本的に解決するためには、官庁都市学園都市、工業衛生都市などを建設し、いままでの交通需要をできるだけ削減する方法、都心に集中する交通需要を分散させるために副都心を建設する方法、さらには道路の拡幅、交差点の改良、環状道路の建設、都市内高速道路の建設など、供給面を充実する方法があります。加えて、公園などの都市施設を整備することによって、道路へ人間がはみ出すことを防ぐという方策も大切なことになってきます。このような抜本的な対策がこうじられるならば、買物道路遊び場道路、歩行者天国などといったつけ焼き刃的な方策をしなくてもすむことになるわけです。



東新天地駐車場の完成図

しかし、こうした方策を実現するためには、ばく大な経費と長い時間がかかるので、一朝一夕にはできません。交通戦争といわれ、交通事故が多発し、交通公害も起きている今日の段階では、抜本的な対策を実現する一つの過程として、前にのべた官庁街の駐車禁止平和公園への夜間乗り入れ禁止、遊び場道路や買物道路の確保などが必要になってくるのです。広島市では、都市交通問題を解決するために、駐車場をはじめとする交通安全施設の整備を長期的な観点に立って、昭和六十年を目標とする総合計画に折り込み、抜本的な対策を練ることにしていますが、交通問題は、現に、さまざまな形で深刻になってきているのです。

そこで、交通問題のすべてにわたって、国・県・市・警察、さらには、自動車業界や一般市民がこぞって交通災害を未然に防止し、交通公害を絶滅するための心がまえと体制を整えて、モータリゼーションの時代に対処して行かなければなりません。

「秋の交通安全運動」始まる

重点目標　子どもと老人の事故防止を

今月の六日から「秋の交通安全運動」が始まり、十五日まで運動が展開されます。最近の交通事情に対処して、ことしの「秋の交通安全運動」は、人命尊重の立場から、歩行者保護の徹底をはかっています。

全国的に見て、七月末の交通事故の件数と負傷者の数が、昨年同期に比べて減っていますが、死者は逆に異常に増加しており、しかも、この痛ましい犠牲者の半数近くが、子どもと老人になっています。この運動では、こうした子どもと老人の死亡事故が多いことから、歩行者、とくに、子どもと老人の事故防止に最重点をおいているわけです。

このほか、飲酒運転の追放と無謀運転の排除を重点項目においています。

広島市では、交通安全思想の普及活動に力を入れるとともに、道路を広く、美しく、正しく使う運動も推進しています。市民のみなさんの町ぐるみのご協力によってこうした運動も効果があるわけで事故絶滅への道もみなさんの力が一つになることによって開けるのです。いままでの例で見ますと、交通安全運動期間中の交通事故件数は、減少しないという傾向にあります。これは、市民のみなさんひとりひとりの力が結集していないためと思われます。

交通事故による犠牲者が出ないよう、みんなが力をあわせようではありませんか。



手をあげて正しく横断する子どもたち

広島市では、地域ぐるみ、市民ぐるみの交通安全市民運動の一環として、毎月一日、十日、二十日を、「市民交通安全の日」とし、「交通安全家族会議」を開いていただき、組織ぐるみで交通安全運動を行なうことにしています。

こうした運動の基盤として、つぎのような実践組織があります。

▽推進機構

広島市交通対策協議会（会長山田市長　委員五十一名）＝交通安全運動の推進、交通環境の整備、交通事故防止の促進などの計画・運営を協議します。

▽実践組織

◇広島東・西・南交通安全運動推進隊（交通安全協会を母体とする隊員三百二十名）街頭交通安全指導、街頭広報、地域交通安全推進員との連絡・協調などを行ないます。

◆交通安全推進員（地域の交通安全リーダーとして、各町内に二名ずつ、計九百名を設置）＝地域住民に対する交通安全思想の啓もう指導、交通安全広報、道路、交通環境をよくするための指導などを行ないます。

ある推進員は、「十月六日から交通安全運動が始まりましたが、この期間中には、事故が増加するという傾向にあるように思えますこれは、交通安全運動がどんな意味をもつのか、ドライバーをはじめとして意識がないからではないでしょうか。行政側ばかりが、からまわりをしているように見えるのですが……」と話され、とくにドライバーの交通安全に対する自覚を訴えておられました。

◆広島市交通指導員（交通安全教室の指導や交通安全推進機関との連絡・調整などをはかるために広島市に設置。指導員六名）＝交通安全移動教室を開設し、指導訓練をしたり、座談会、映画会を開催したりしています。また、広報車による広報をしたり、交通安全推進機関、実践組織との連絡をとったりしています。

指導員のひとりは、「この指導員制度が発足して、一年二か月になります。最初は、地区の組織づくりが大変だったのですが、こうした推進員の組織をつくることによって、ことしのように事故件数が減っていくと、われわれはほんとうにうれしく思います。また、交通安全移動教室をたびたび開いていますが、受け入れ側が熱心でやりがいがあります」と言われ、「交通安全運動の趣旨が、まだ、じゅぶんに徹底しておりませんね運動期間中には、市民ぐるみの交通安全運動をやっているのだということを、まず頭に入れてほしいものです」と結ばれました。

実践組織と関係者の声

地域ぐるみ、市民ぐるみで交通安全を推進

交通災害共済制度

ご利用ください

激増する交通事故に備えて「広島市交通災害共済」にぜひご加入ください。

昭和四十五年度にはいって、現在、加入者が八万一千三百人（のべ二十九万八千人）で、この事業が始まって以来、死者四十六人を含む二千六百四十二人へ、総額一億一千八百十九万二千円の見舞金を支払っています。

本年四月から、この制度の健全な運営をはかるため、制度の内容を改正しました。

現在、加入者が全人口の一五％で、昨年度の六七％といった状況で、近く「加入強調月間」を設け、加入の促進をはかりますが、市民のみなさんには、この制度の趣旨をご理解のうえ、町ぐるみ、家族ぐるみでご加入くださるようおすすめします。

加入の資格は、市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている人、外国人登録をしている人です。加入したい人は、市役所の各出張所か交通安全対策課にある申込み用紙へご記入のうえ、会費六百円をそえてお申し込みください

交通安全移動教室

市役所の交通安全対策課では、市民のみなさんの交通安全に対する意識を高めていただくために、「交通安全移動教室」を開いています。

この教室は、移動教室車を使用して、実地の交通指導や映写による交通指導など、安全教育の徹底をはかろうとするものです。

ご要請があれば、どこへでも出向きます。この移動教室の開設をご希望される学校や団体は、市役所交通安全対策課（電話四五―二一一一内線八七一）へお申し込みください。

交通事故相談機関

まんいち、交通事故にあわれ、交通事故に関した相談相手がおられない人は、つぎの相談機関をご利用ください。

▽広島市公聴課（国泰寺町一丁目六―三四市役所内　電話四五―二一一一）

▽広島県交通事故相談室（基町一〇―五二県庁内　電話二八―二一一一）

▽同栄社（大手町四―七―二農協ビル内　電話四三―四一一一）

▽弁護士会交通事故相談センター（上八丁堀二―四三　電話二一一一八一八）

▽交通安全協会交通事故相談所（幟町一―三―二〇一宮士ビル二階　電話二一―一二六一）

▽東警察署交通相談所（富士見町一一―一二電話四三―五二五二）

▽西警察署交通相談所（鶴見町六―四七　電話二一―七二〇一）

▽南警察署交通相談所（宇品四丁目一―三四電話五一―六三一一）